

令和8年度（2026年度）くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業  
補助金事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、熊本県観光文化補助金等交付要項（以下「交付要項」という。）第15条の規定に基づき、本県の将来の文化芸術を担う人材や文化芸術の振興に貢献する人材を育成するために、芸術家を目指す学生や若手芸術家で研修等に参加するため海外へ渡航する者（以下「補助事業者」という。）に対し交付するくまもと若手芸術家海外チャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）の申請等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）研修等 次に掲げるものをいう。

① 海外芸術研修

海外の芸術団体や学校等により実施される海外芸術研修、芸術レッスン等

② 海外芸術コンクール

海外の著名な芸術コンクール、芸術コンテスト等

（2）芸術 「美術」「音楽」「舞踊」「演劇」「舞台美術」「映画」「メディア芸術」等、別途知事が設置する審査委員会が認めるもの。

（補助対象研修等期間）

第3条 補助対象となる研修等は、令和8年（2026年）7月1日から令和9年（2027年）3月10日までの間に実施されるものとする。

（補助対象経費及び補助額）

第4条 交付要項第2条の補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助額は、別表1のとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の募集）

第5条 補助事業の募集期間は、令和8年（2026年）4月16日から令和8年（2026年）5月29日まで（消印有効）とする。ただし、予算の執行状況によっては、追加募集を行うものとする。

（申込書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、申込書（別記第1号様式）に研修等計画書等を添えて、前条に定める募集期間内に1部を提出するものとする。

（審査）

第7条 知事は、提出された申込書に基づき、研修等の内容を審査し、適当と認めた場合は、申請者に対し補助金内示通知書（別記第2号様式）により通知する。

2 前項の審査の詳細は、別に定める。

（補助金の交付申請）

第8条 交付要項第3条第2項に定める添付書類は、次の各号のとおりとする。

（1）研修等計画書（申込書別添様式①）

（2）受入先の承諾書等受入を証する書類及び日本語訳（任意様式）

- (3) 往復航空費の見積書等経費の内容が分かる書類
- (4) 研修等参加費が記載された書類（研修等参加費の補助を申請する者のみ）

（補助事業の内容等の変更）

第9条 交付要項第5条第2項に定める添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研修等計画書（申込書別添様式①）
- (2) 往復航空費の見積書
- (3) 研修等参加費が記載された書類（研修等参加費の補助を申請する者のみ）
- (4) その他、変更理由の参考となる書類

2 前項の変更申請書の提出期限は、変更のあった日から起算して30日を経過した日までとする。

（実績報告）

第10条 交付要項第9条第2項に定める添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研修等実施報告書（実績報告書別添様式④）
- (2) 受入先の研修を修了したこと又はコンクールに出場したことを証する書類及び日本語訳（任意様式）
- (3) パスポートの写し（出入国の履歴が分かる箇所のみ）
- (4) 航空費の支払いを証する書類
- (5) 研修等参加費の支払いを証する書類（研修等参加費の補助を申請する者のみ）
- (6) 研修等の様子がわかる写真等の記録

2 交付要項第9条第3項における実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年(2027年)3月17日のいずれか早い日とする。

（活動報告）

第11条 補助金の交付を受けた者は、交付を受けた年度の翌年度から3年間、活動報告書（別記第3号様式）を提出することとする。

2 前項による報告の対象となる活動期間及び提出時期は別表2のとおりとする。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）4月15日から施行する。

別表1（第2条関係）

補助対象経費	補助額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修等のための往復航空費 （熊本県（県外在住者は、現在居住する住所も可とする。）と研修等を行う場所を結ぶエコノミークラスの実費往復航空費に限る。）</li> <li>・ 研修等参加費</li> </ul>	対象者1人につき 上限50万円（往復航空費と研修等参加費の合計）

※1 補助対象研修等期間前に出発する場合は、補助の対象としない。

※2 補助対象研修等期間後に帰国する場合は、航空費のうち往路のみを補助の対象とする。

別表 2 (第 11 条関係)

報告対象となる活動期間	提出時期
研修等帰国後から 令和 9 年 (2027 年) 12 月 31 日	令和 10 年 (2028 年) 1 月 4 日から 同年 2 月 29 日まで
令和 10 年 (2028 年) 1 月 1 日から 同年 12 月 31 日	令和 11 年 (2029 年) 1 月 4 日から 同年 2 月 28 日まで
令和 11 年 (2029 年) 1 月 1 日から 同年 12 月 31 日	令和 12 年 (2030 年) 1 月 4 日から 同年 2 月 28 日まで